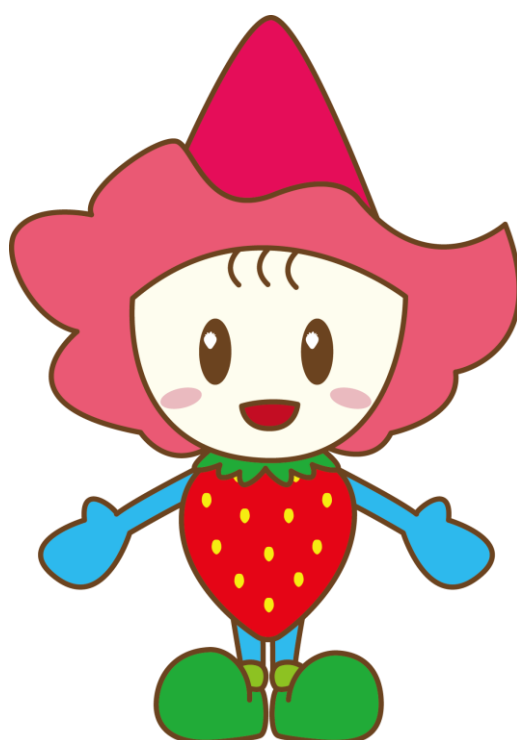


鹿沼市学校運営協議会

(コミュニティ・スクール)

運営マニュアル



鹿沼市教育委員会事務局

生涯学習課・学校教育課

令和3年1月（令和8年4月改訂）

～ 目 次 ～

1	鹿沼市学校運営協議会の趣旨	1
2	鹿沼市学校運営協議会の推進のポイント	1
(1)	組織	1
①	学校評議員制度から学校運営協議会制度へ	
②	地域学校協働活動との一体的推進	
(2)	機能	1
①	校長が作成する学校運営の基本方針を承認する	
②	学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べるができる	
③	教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、意見を述べるができる	
3	鹿沼市学校運営協議会の運営の具体的な留意点	2
(1)	学校運営協議会の年間の流れ	2
(2)	学校運営協議会委員の推薦および任命	3
①	委員の定数	
②	委員の選出区分	
③	委員の任期	
④	委員の報酬	
(3)	会長及び副会長の選出	5
(4)	校長が作成する学校運営の基本的な方針の承認	5
(5)	学校運営協議会における意見の申出	6
①	意見の内容	
②	校長への申出についての対応及び反映	
③	教育委員会への申出についての対応及び反映	
(6)	各協議会への活動支援金について	8
(7)	学校評価・守秘義務・情報公開について	8
①	学校評価について	
②	守秘義務について	
③	情報公開について	
4	様式	10
5	関連例規	10

1 鹿沼市学校運営協議会の趣旨

近年、急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題は複雑化、多様化しています。これからの学校は、変化の激しい社会の動向に目を向け、教育課程を工夫し、子どもたちの将来を見据えた教育活動を展開する必要があります。学習指導要領には「社会に開かれた教育課程」の実現が明記されており、保護者や地域住民と情報や課題を共有し、「これからの時代を生きえる子どもたちのために」というビジョンを設定し、同じ思いで教育活動を進めていかなければいけません。また、子どもたちの学びは教育課程だけでなく、家庭や地域での学び、発達の段階に応じた「心の成長」等について保護者や地域住民と一緒に考えていく必要があります。膝をつき合わせて協議する体制づくりが必要です。

そこで、学校と家庭・地域それぞれの立場の人たちが、学校運営に当事者意識をもって参画するとともに、地域に根差したコミュニティセンターや、地域コーディネーター、学校支援ボランティアなどの地域学校協働活動を行う方々と連携しながら、合議制の機関である学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を全校に設置導入しました。今後も地域全体で子どもたちを育む環境づくりを推進していきます。



2 鹿沼市学校運営協議会推進のポイント

(1) 組織

① 学校評議員制度から学校運営協議会制度へ

これまでの学校評議員制度は評議員一人一人が意見を個別に校長へ述べる仕組みでした。学校運営協議会制度では、学校運営について校長を含めた委員の合議制による協議を行うことで、保護者や地域住民の当事者意識を高め、学校と家庭・地域の一体性が高まります。

② 地域学校協働活動との一体的推進

地域学校協働活動は地域と学校が相互にパートナーとして連携及び協働し様々な活動を行い「学校を核とした地域づくり」を目指す活動をいい、多くの地域住民等が取り組みに参画していただいています。学校運営協議会で地域と学校で目標やビジョンを共有し、その熟議の結果を踏まえ、幅広い地域住民等が参画することによって、教育活動や地域学校協働活動のより一層の充実や活性化につながります。地域学校協働活動と学校運営協議会はそれぞれが持つ役割を十分に機能させ、一体的に推進することで、相乗効果を発揮し、学校運営の改善と地域づくりに資する活動が一層進んでいくことが期待されます。

(2) 機能

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第47条の5では、学校運営協議会の主な3つの役割が規程されています。

① 「校長が作成する学校運営に関する基本方針を承認する」

(地教行法第47条の5第4項)

校長の作成する「学校運営に関する基本方針の承認」を通じて、育てたい子ども像や目指す学校像等に関する学校運営のビジョンを共有します。地域住民が校長とともに学校運営を

背負っているという自覚と意識を高め、学校運営の最終責任者である校長を支え、学校を応援していただきます。そして、お互いに当事者意識を持って目指すところを共有し、協働的な活動へとつなげていきます。

② 「学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べることができる」

(地教行法第 47 条の5第6項)

広く地域住民等の意見を反映させる観点から、校長が作成する基本方針の承認の他、学校運営全般について教育委員会又は校長に対して主体的に意見を申し出ることができます。そのことにより、学校だけでは気づくことのできなかつた学校の魅力や課題を共有することができます。学校運営協議会が教育委員会や校長に対して意見を述べるときは、個人の意見としてではなく、保護者や地域住民の代表による合議体としての意見を述べることとなります。

③ 「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べる
ことができる」

(地教行法第 47 条の5第7項)

協議会による対象学校の職員の任用に関する意見は、地域とともにある学校づくりの観点から、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、地域住民等が協議会を通じて直接任命権者に述べるができることとしたものであり、対象学校の運営に関する基本的な方針を踏まえ、学校と協議会が実現しようとする教育目標等に適った教職員の配置を求めるための重要な機能です。



3 鹿沼市学校運営協議会の運営の具体的な留意点

(1) 学校運営協議会の年間の流れ(例)

月	開催時期		各協議会実施内容	提出書類
4月	第 1 回		<input type="checkbox"/> 協議会の趣旨説明、委員紹介	<input type="checkbox"/> 委員報酬振替口座依頼書
5月			<input type="checkbox"/> 会長及び副会長の選出	<input type="checkbox"/> 学校運営の基本方針の承認に関する報告書
6月			<input type="checkbox"/> 協議会の年間計画の確認	<input type="checkbox"/> 協議会の実施計画書
7月	第 2 回		<input type="checkbox"/> 学校運営の基本方針の承認	<input type="checkbox"/> 教育委員会への意見書提出(随時)
8月			<input type="checkbox"/> 学校や地域の課題等の協議	
9月			<input type="checkbox"/> 学校、家庭及び地域における教育課題解決の熟議	
10月			<input type="checkbox"/> 地域と連携した教育活動の検討	
11月			<input type="checkbox"/> 学校評価についての協議	
12月	第 3 回		<input type="checkbox"/> 今年度の取組成果と課題の協議	<input type="checkbox"/> 協議会の記録(都度)
1月			<input type="checkbox"/> 次年度学校運営の基本方針について協議	<input type="checkbox"/> 協議会の報告書
2月			<input type="checkbox"/> 次年度委員の選出	<input type="checkbox"/> 各協議会決算書
3月				<input type="checkbox"/> 次年度委員の推薦名簿

※各協議会の開催回数は4回以内と定めております(鹿沼市協議会規則第15条)

必要に応じて回数を増やす場合には、生涯学習課へご相談ください。

(2) 学校運営協議会委員の推薦および任命

① 委員の定数

協議会は、委員15人以内をもって組織する。(鹿沼市学校運営協議会規則第9条)

※当該校の教職員を除いた定数です。

Q1 最大15人ということですが、実際何人くらいいけばよいのでしょうか？

A1 地教法第47条の5第2項に規定している者のうち

- ・地域住民の代表 3名程度
- ・保護者の代表 2名程度
- ・学校運営に資する活動を行うもの(地域コーディネーター)1名程度等
6名以上であることが望ましいと考えます。

② 委員の選出区分

学校運営協議会委員は、次にあげるものについて、教育委員会が任命する。

- 1 対象学校(略)の所在する地域の住民
- 2 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 3 社会教育法第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 4 その他当該教育委員会が必要と認める者

(地教法第47条の5第2項)

コミュニティ・スクールの趣旨に照らし、学校運営協議会の委員には、保護者と地域代表者の参画が不可欠です。また、学校と地域のつなぎ役になっている地域コーディネーター等、学校の教育活動に対する日頃からの関心がある方を委員に加えることにより、学校運営と連携した支援が期待できます。

次年度の委員候補を選出し、学校から教育委員会へ学校運営協議会推薦名簿(様式第1号)を提出してください。教育委員会での議決を経た上で、正式な委員に任命します。

Q2 委員にふさわしい人材をどのように探せばよいのでしょうか？

A2 それぞれの学校・地域には、これまで学校評議員を務めていただいた方や、PTA活動、学校支援活動に熱心に取り組んでいる方(地域コーディネーター等)、地域のコミュニティに携わる方から委員を選任するのが望ましいと思われます。このような人材を学校、地域で育成していくことも大切だと思います。日頃の学校支援活動の中で担い手の育成についてもご検討ください。

Q3 委員の選出はいつまでにすればよいのでしょうか？

A3 次年度委員候補の選出は適宜、検討をいただき、次年度の推薦名簿の提出は2月末までをお願いします。

③ 委員の任期

委員の任期は、任命の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、前条第2項の規定により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(鹿沼市学校運営協議会規則第10条)

学校と地域がともにつくる学校運営協議会では、積極的な参画、活発な議論等が大切になります。複数年の任期にした場合、委員の不応や組織の停滞化等による実働性の低下が心配されます。そこで任期は1年としました。一方で保護者や地域住民の代表として積極的に活動している委員には、継続していただきたいと考え、再任を妨げないことも明文化しました。定期的な異動がある、学校長をはじめとする学校の職員とは異なり、保護者や地域住民のほとんどの人は、その地域に住み、学校との関わりも長く続きます。学校での充実した教育活動や地域の教育力の向上及び地域の活性化を図るためには、計画的かつ継続的な取組も必要であり、前向きな考えで積極的に活動する委員には、学校や地域のために委員として長く活躍していただきたいと考えています。



④ 委員の報酬

月額 3,000 円 (協議会への参加 1 回あたり)

報酬の支給対象となる学校運営協議会の定義

『学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する、年4回を上限とした全体会』

※報酬の支給対象としないものの例

- 部会等の一部委員による協議
- 授業参観、学習発表会、学校祭等の学校行事への参加、参観のみ
- 活動を主とするもの (除草作業、地域行事等)

任命された委員は、報酬の振込口座報告書(様式第2号)を教育委員会へ提出してください。協議会開催後に学校は教育委員会へ出欠簿(様式第3号)を提出してください。内容を確認後、委員の指定口座へ報酬を振り込みます。

委員の意向で報酬を辞退する場合には報酬辞退届(様式4号)を教育委員会へ提出してください。

(3) 会長及び副会長の選出

協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。
 (鹿沼市学校運営協議会規則第 14 条第 1 項)

不在の場合に代

会長の職務には、主に次のようなことがあります。

- ・協議会の開催について委員を招集すること。
- ・協議を進行し意見をまとめること。
- ・教育委員会への意見具申について、代表者となること。

これら以外に、対外的に当該として意見を述べるなどがあります。また、副会長はこれらの職務の補佐、ならびに代理・代行にあたります。

(4) 校長が作成する学校運営の基本的な方針の承認

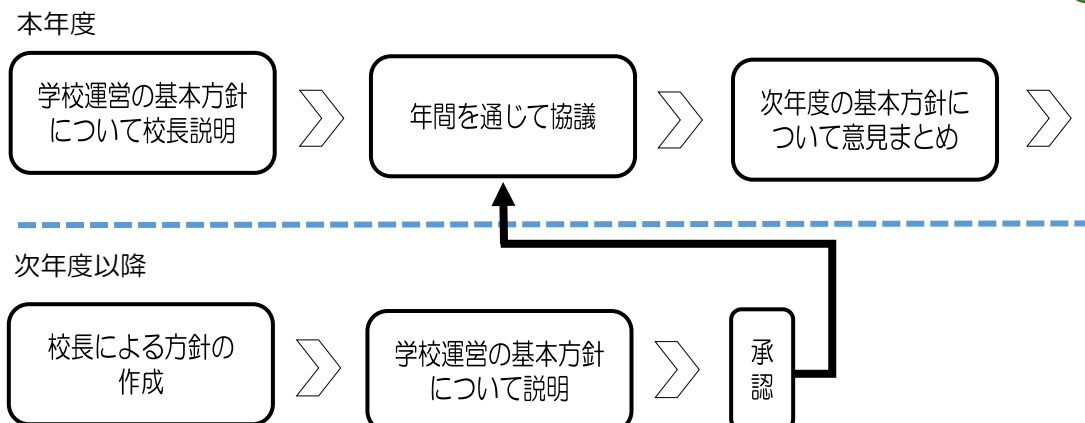
学校運営協議会の権限・機能である「校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること」、で学校運営の基本方針について、法律および鹿沼市学校運営協議会規則では次のように定めています。

- ・教職課程の編成に関すること。
- ・対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。
- ・学校経営計画に関すること。
- ・施設管理及び施設設備等の整備に関すること。
- ・学校と関係者との連携による教育の充実に関すること。
- ・その他対象学校の校長が必要と認める事項
 (地教法第 47 条の 5 第 4 項)、(鹿沼市学校運営協議会規則第 5 条)

学校運営協議会が進める保護者・地域住民の学校運営への参画について、その要となるのがこの権限・機能です。国のきまりである「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第 47 条の 5）」に、学校運営協議会が必ず行うこととして定められています。この「基本方針への承認」が行われなければ、学校運営協議会として認められません。



◆学校運営の基本方針の大きな流れ



Q4 学校運営協議会における「基本方針への承認」は、どのように行えばよいのでしょうか？

A4 「基本方針への承認」は、学校運営協議会において委員総意のもと、会長が取りまとめて承認を行うこととなります。具体的には、会長が進行する協議の中で、校長の説明を受けて決議し、承認する形となります。校長の説明に対して、疑問に思うことなどを質問し、熟議を十分に行うことによって、委員全員が学校運営の基本方針を共有することが大切です。

なお、この承認については、後日、各学校から教育委員会へ学校運営の基本方針の承認に関する報告書（様式第5号）をもって報告していただくこととなります。

Q5 学校運営協議会において承認が得られない場合はどうすればよいのでしょうか？

A5 「基本方針への承認」が1回の協議で成り立たなかった場合は、議論を尽くし、成案を得るよう努めなければなりません。内容についての改善等を図り、再協議を行ってください。なお、承認が得られない期間中においても、学校における教育活動は校長の指示のもと行うことができます。再協議を重ねても承認が得られない場合には、改善に向けた指導を行うことなどが想定されます。

(5) 学校運営協議会における意見の申出

学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるができる。
(地教法第47条5第6項)

学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。

(地教法第47条5第7項)

学校運営協議会は、学校運営の基本的な方針の承認に留まらず、対象学校の運営に関する事項と教職員の任用に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べるができると規定されています。

① 意見の内容

・対象学校の運営に関する事項

校長に対しては、教育課程やその実施状況等の具体的な教育活動についてなどが考えられます。また、教育委員会に対しては、学校管理規則の見直しや学校の裁量拡大等の市教育行政の全般にかかわる制度や仕組みについてなどが考えられます。



・教職員の任用に関する事項

協議会は、第3条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の個人に対する事項を除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

（学校運営協議会規則第6条第2項）

協議会の意見申出の対象となる範囲は、協議会の趣旨を踏まえた建設的な意見に限ります。また個人を特定しての意見ではなく、対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見に限ります。「採用その他の任用」とは、採用、転任、昇任に関する事項であり、分限処分、懲戒処分などについては、意見の対象となりません。

② 校長への申出についての対応及び反映

学校の運営及び教育活動についての意見は、学校運営協議会において聴取することになります。なお、この意見の反映については学校任せにせず、それぞれに委員の当事者意識によって生かされるようにしていくことが大切です。

③ 教育委員会への申出についての対応及び反映

学校運営協議会での協議において、学校単位では解決が難しいと判断される事案が生じた場合は、教育委員会へ当該学校運営協議会として、学校運営協議会意見書（様式第6号）にて意見の申出を行います。その際は、あくまでも合議体として行うことが留意点として示されています。なお、学校運営協議会より提出された意見については、教育委員会内において対応を協議し、口頭もしくは書面にて回答を行うとともに、解決に努めます。

※教職員の任用に関する意見に対し、教育委員会からの直接の回答はありません。人事異動の新聞発表や学校だよりの教職員紹介等により回答に代えさせていただきます。

(6) 各協議会への活動支援金について

鹿沼市コミュニティ・スクール連絡協議会から各協議会へ活動支援金を交付しています。活動支援金は、学校運営協議会及び地域学校協働活動の、適正かつ効率的な実施に必要な経費に充てることができます。各協議会は、期日までに連絡協議会へ、学校運営協議会事業計画書・実績報告（様式第7号）及び学校運営協議会決算書（様式第8号）を提出してください。

(7) 学校評価・守秘義務・情報公開について

学校運営協議会については、これまで説明してきたほかにも、権限・機能や委員としての責務があります。

① 学校評価について

協議会は、対象学校の運営状況等について協議及び評価を行い、当該結果を毎年1回以上公表するものとする。

（鹿沼市学校運営協議会規則第7条第1項）

学校評価とは、各学校が地域や児童生徒の実態に基づいて設定した目標をもとに実践を進め、その達成度や取組の状況を明らかにして、その結果を学校の改善に活かしていく仕組みです。

学校運営協議会で協議及び評価を行うことで、学校と保護者、地域住民等が学校の現状と課題についての共通理解を深めることができ、開かれた学校づくりに向けて保護者や地域住民等の学校運営への参画が期待できます。

評価内容の公開方法は、学校HPへの掲載または学校だよりの掲載、配布等が考えられます。

② 守秘義務について

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(鹿沼市学校運営協議会規則第11条第1項)

保護者や地域住民代表等が学校運営協議会委員として知りえる情報には、個人情報も含めて公にすることが望ましくないものがあります。

職務上知りえたことを外部に漏らさないことを「守秘義務」といいます。学校運営協議会においては、子どもたちに関することも多く話されますので、個人情報保護の観点や人権上の配慮から「守秘義務」徹底を強く図っていく必要があります。

③ 情報公開について

会議は、特別の事情がある場合を除き、公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(鹿沼市学校運営協議会規則第16条)

学校運営協議会での協議内容については、原則公開となります。コミュニティ・スクールでは、協議会委員ではない保護者や地域住民とも同じビジョンを持って進めていくことが大切です。会議の傍聴や協議内容（議事録）の公開は、その考え方に従って行っていくこととなります。一般の方が傍聴する場合には傍聴受付簿（様式第8号）に記載する必要があります。特別の事情がある場合、個人に関する情報を取り扱う場合等には非公開とすることができます。なお、会議の開催周知や議事録等については、各学校のホームページや学校だより等により情報の公開を図ってください。

Q7 協議内容（議事録）をホームページや学校だよりに掲載する場合に配慮することは？

A7 情報の公開においては、個人情報の流出およびプライバシーの侵害になること、また風評やいじめにつながる等の人権上の問題になることに対して十分な配慮をお願いします。また、議事録については、委員個々の発言についての記載は必要ありません。協議において決まったことを情報として公開してください。

4 様式

様式第1号：学校運営協議会委員推薦名簿

様式第2号：報酬の振替口座報告書

様式第3号：委員の出欠簿

様式第4号：報酬辞退届

様式第5号：学校運営の基本方針の承認に関する報告書

様式第6号：学校運営協議会意見書

様式第7号：学校運営協議会実施計画書・報告書

様式第8号：学校運営協議会決算書

様式第9号：傍聴受付簿



5 関連例規

- 地方教育行政の取組及び運営に関する法律（第47条の5）
- 鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- 鹿沼市学校運営協議会規則

